

声 明

2008年7月10日

住基ネット差止訴訟北海道弁護団

団長 江 本 秀 春

本日、札幌地方裁判所民事3部は、15名の原告が住基ネットからの離脱を求めていた住基ネット差止訴訟の「北海道訴訟」について、住基ネットは憲法に違反しないとして、請求を棄却する判決を言い渡した。

住基ネット差止訴訟については、最高裁判所が、本年3月6日に、住基ネットは憲法に違反しないとする判断を示しているところである。しかしながら、北海道訴訟では、最高裁判所の判断の前提となっていない新しい事実を立証してきたものであり、本日の判決では、これらの新しい事実をふまえた判断がなされるべきであった。

ところが、本日の判決では、原告らが新たに立証してきた事実をほとんど顧みることなく、最高裁判決をなぞった判断をしているものであり、到底承服できない。

第一に、そもそも、住基ネットについては、立法当時に旧自治省が説明していたような住民の利便性の向上や行政の効率化は全く認められない。本件訴訟で全国の自治体に対して行った調査嘱託や長野県の調査結果をみても、住民票の広域交付や転入転出届は、ほとんど利用がなされておらず、住民の利便性の向上に寄与している事実はまったくない。行政の効率化についても、各自治体において、住基ネットの導入によって経費や人員の削減がなされた事実は認められず、かえって、ネットワークやそのセキュリティを維持管理する経費が増大していることが明らかになっている。ところが、本判決では、原告らが膨大な資料によって立証した以上のような事実を全く認定せず、「経費節減をもたらしているかどうかも不透明なところがある」と述べるにとどまり、他方で「長期的な観点から評価されるべき」「改善することが予定されている」などと国側の主張を擁護している。

第二に、立法時においては、住基ネットは、93の行政事務に利用されることが定められており、当時の自治大臣は「住民の継続的に行われるような給付行政または資格付与にかかわる分野で国民に関係の深い行政事務というものを法律の別表にきちんと掲げるということに限定をしておる」と答弁しており、なおかつ、国会の決議に際しては、「安易な拡大はしないこと」が決議されていたが、現在は、法律に定める事務だけでも3倍以上に拡大し、これ以外に、都道府県・市町村での徴税等にも活用されている。しかるに、本判決では、こうした拡大についても、問題がないと判断し、「住民票コードを利用して個人の人格的自律に著しい脅威となるような

データマッチングが現実的に行われる具体的な危険」がなければ、プライバシー権を侵害しないとしている。しかしながら、現在は、行政庁のコンピュータシステムの規格は統一され、ネットワーク化されているのであるから、個人情報行政機関によって集約される基盤は完全に整っているのである。このような状況のなかで、もし、判決のいうような内面にかかわる情報まで集約される事態となれば、国民の行動はすべて国家によって監視され、把握されることになるから、もはや国民が政府の政策に対して異を唱えたり、裁判を提起することなど不可能である。そうなるからでは手遅れだから、われわれは、この訴訟を提起しているものである。この点について、旧西ドイツの憲法裁判所は、すでに1983年に、国政調査目的であっても、国民に重複しない番号を付して個人が特定できる形で個人情報を収集することは憲法に違反すると判断しているのである。本日の判決は司法の役割を放棄したものと云わざるを得ない。

第三に、セキュリティについては、昨年、愛媛県愛南町と秋田県北秋田市において、住民票コードを含む市民の情報が数万件単位でインターネット上に流出するという事件が発生している。これまでの住基ネット訴訟では、国側は住基ネットのセキュリティは万全であると繰り返し主張してきたものであるが、それが事実でないことが明らかとなったものである。にもかかわらず、本日の判決では、このような不祥事は担当者個人の問題であるとして、住基ネットのセキュリティには問題がないとする。しかしながら、セキュリティ問題は、それを扱う人間も含めての問題であることは常識であり、住基ネットに関わる全国の自治体職員の数と、システムの維持管理などの外注を受ける業者の数などを考えれば、同様の流出事故は不可避といえるのである。したがって、そのような漏えい事故が一定程度起きるというマイナス面を考慮したうえで、それでもなお、住基ネットを利用しなければならない理由があるかを考えるべきことは当然である。本日の判決は、マイナス面を上回るような住基ネットの利点を何ら指摘することなく、住基ネットの正当性を肯定しており、原告らの主張に全く答えてない。

総じて、本日の判決は、国家の無謬性を肯定し、国民の自由を軽視するものであり、到底承服できないものである。

よって、われわれは、ただちに控訴を提起する。

以上